

10-10 災害時における物資供給に関する協定書（防災危機管理課）

愛媛県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにそ

の実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年12月18日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢 一

別 表

災害時における緊急対応可能な物資（第3条第1号に規定する物資）

分 類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイール、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	救急ミニトイレ

10-11 災害時における食料（パン）の調達に関する協定

愛媛県(以下「甲」という。)と株式会社四国シキシマパン(以下「乙」という。)とは、災害時に必要な食料(パン)(以下「食料」という。)の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、食料を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その製造又は調達が可能な食料の供給を要請することができる。

- (1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から食料の調達のあっせんを要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

(要請の方法)

第2条 第1条の要請は、食料発注書(別紙1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書(別紙2)により甲に提出するものとする。

(食料の運搬、引渡し)

第4条 食料の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

- 2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、食料を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを市町に代行させることができる。

(費用負担)

第5条 乙が供給した食料の対価は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確

認書等に基づく通常卸価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第7条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が食料を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月22日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県
知 事

愛媛県伊予郡砥部町岩谷口110番地

乙 株式会社四国シキシマパン
代表取締役社長

別紙 1

食 料 発 注 書

第 号
平成 年 月 日

株式会社四国シキシマパン

代表取締役社長

様

愛媛県知事

災害時における食料（パン）の調達の要請について

「災害時における食料（パン）の調達に関する協定」第1条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する食料

調達要請期間	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日	個	

(注) 調達要請数量は、1日あたりの数量とする。

措置状況報告書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

株式会社四国シキシマパン
代表取締役社長

「災害時における食料（パン）の調達に関する協定」第3条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日	個	

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで当社が搬入する。
- ② 当社が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法（陸路・空路・海路）

別紙3

担当者連絡先報告書

平成 年 月 日

様

「災害時における食料（パン）の調達に関する協定」第7条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所属	担当者名	電話（FAX）番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注) 電話（FAX）番号は、緊急時に使用するものです。

10-12 災害時における応急生活物資の供給及び 帰宅困難者の支援に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給及び交通が途絶等により帰宅が困難となった通勤者、通学者等（以下「帰宅困難者」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災地等への物資調達及び供給等の活動並びに交通が途絶した場合における帰宅困難者の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、飲料水、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資の調達が必要と認められる際の物資の供給
- （2） 乙の店舗における、帰宅困難者に対する、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報等の提供
- （3） 乙の店舗における、帰宅困難者に対する、水道水、トイレ等の提供

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し文書をもって行うもの

とする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

- 3 第1項第2号及び第3号に規定する店舗は、愛媛県内にあり、かつ、同項の事項の全部又は一部について協力可能な店舗とする。
- 4 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(要請に伴う措置)

第4条 乙は、前条第1項の規定により同項第1号の事項について甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

- 2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬及び供給のほか、連絡員として甲が設置する災害対策本部への乙による人員派遣も含むものとする。
- 3 乙は、前条第1項の規定により同項第2号及び第3号の事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において帰宅困難者への支援を実施するものとする。ただし、同項第2号及び第3号の支援を実施しようとする場合であつて、甲が乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができる。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 第3条第1項の要請に基づく被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。

- 2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

3 乙が行った人員派遣に係る費用は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

4 第3条第1項第2号及び第3号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。

(体制の整備)

第8条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給及び帰宅困難者への支援に支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

(実施要領)

第9条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定及び前条の実施要領に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める

ものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成19年5月22日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

東京都豊島区東池袋4-26-10

乙 株式会社ファミリーマート

専務取締役 総合企画本部長 播磨真一郎

別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区 分	品 名
食 料 品	主 食	おにぎり、弁当
	副 食	缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品
	飲 料	水、茶
日用品及 び生活雑 貨	衣料等	下着類、軍手、タオル
	日用品	紙オムツ、石鹼、洗剤、ティッシュ、ライター、カップ、生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が調達又は製造可能な物資	

10-13 災害時における水輸送の協力に関する協定（経営支援課）

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県生コンクリート工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な水の輸送（以下「水輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、水輸送の必要があると認められるときは、乙に対し、乙の組合員が保有する輸送車（ミキサー車等をいう。以下同じ。）による水輸送について協力を要請することができる。

(1) 愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 愛媛県以外の災害について、国又は関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、水輸送要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（輸送する水）

第3条 乙は、第1条の要請を受け、災害現場等の保全対策や復旧作業のために使用する水（飲料水を除く。）を輸送車で輸送するものとする。

2 輸送する水は、乙が確保する。

（経費の負担）

第4条 輸送車の運行のための経費及び乙が輸送する水を確保するための経費は、乙の負担とする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、措置の終了後、措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（担当者等の報告）

第6条 甲と乙とは、この協定に係る担当者、連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成18年8月23日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月22日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県
知事 加戸守行

松山市天山3丁目8番20号

乙 愛媛県生コンクリート工業組合
理事長 中井市蔵

愛媛県生コンクリート工業組合
理事長 様

愛媛県知事

災害時における水輸送の協力に関する要請について
災害時における水輸送の協力に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する措置が終了した場合には、協定第5条に定める措置状況報告書により報告願
います。

記

要請期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	～ 年 月 日	～ 年 月 日	～ 年 月 日
輸送先 (所在地、名称)			
輸送水の量 ※希望量	k l	k l	k l
その他 留意事項			

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

愛媛県生コンクリート工業組合
理事長

災害時における水輸送の協力に関する協定第5条の規定に基づき、当組合の措置状況を下記のとおり報告します。

記

輸送期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
輸送先 (所在地、名称)			
輸送水の量	k l	k l	k l
輸送車の 輸送回数 (運行実台数・ 協力組合員数)	延べ 回 (運行実台数 台) (協力組合員数 社)	延べ 回 (運行実台数 台) (協力組合員数 社)	延べ 回 (運行実台数 台) (協力組合員数 社)
その他 報告事項			

10-14 災害時における物資の調達に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における物資の調達に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、物資調達要請文書（別紙1）をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に物資調達要請文書を交付するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書（別紙2）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（改正又は廃止）

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年8月21日

	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲	愛媛県
	知事 中村時広
	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
乙	イオンリテール株式会社 中四国カンパニー
	支社長 末次綱三

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、 粉ミルク、缶詰(イージーオープン)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>食料品</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、 菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、常備薬 救急セット、防水シート</p>

別紙1 物資調達要請文書（第5条関係）

第 号
平成 年 月 日

（法人名）
（代表者）様

愛媛県知事

災害救助に必要な物資の調達の要請について
災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、1日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
ファックス
メール

別紙2 出荷確認書（第6条関係）

平成 年 月 日

（法人名）
（代表者）様

愛媛県知事

災害時における物資の調達に関する協定第6条に基づき、下記のとおり提出します。

記

確認の状況

実施年月日	確認品目	確認数量	搬入場所

問い合わせ先 部 課
担当
電話
ファックス
メール

10-15 生活衛生関係営業に係る災害時支援協定（薬務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である生活衛生同業組合（以下「組合」という。）が実施する支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難者の生活衛生の向上を図るために必要な業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務及び対象組合）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等での理容、美容、クリーニングのボランティアの実施
- (2) 炊き出しのボランティアとしての人員の派遣
- (3) 避難所等としての施設の提供
- (4) 入浴施設の開放、入浴の便宜供与
- (5) 救援物資の提供

2 本協定の対象となる組合及び具体的な業務は別表のとおりとする。

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、組合間の調整を行ったうえで、業務の提供を行う組合を決定するものとする。

2 前項で決定された組合は、可能な限り、避難所又は組合員の営業施設等において業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った組合は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲が別途負担すると認めたものについてはこの限りでない。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月2日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

愛媛県松山市本町7丁目2

乙 社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会

会 長 大 森 利 夫

別表（第3条関係）

対 象 組 合 及 び 業 務

組 合 名	業 務
愛媛県理容生活衛生同業組合	避難所等での理容ボランティア
愛媛県美容業生活衛生同業組合	避難所等での美容ボランティア
愛媛県クリーニング業生活衛生同業組合	被災者の毛布、衣料等の洗濯ボランティア
愛媛県興行生活衛生同業組合	簡易避難所としての場所の提供
愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合	入浴施設の開放、被災者に対する入浴の便宜供与
愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	避難所等としての施設の提供
愛媛県食肉商業生活衛生同業組合	救援物資の提供
愛媛県中華料理生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県料飲業生活衛生同業組合	救援物資及び施設の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県すし商生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	救援物資の提供
愛媛県喫茶業生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県社交飲食業生活衛生同業組合	救援物資の提供

10-16 災害時における救援物資提供に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とイー・ドリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 愛媛県内に大規模災害等の人命にかかわる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、次のものを別途書面で定めた方法により甲に無償提供するものとする。

- （1） 別途書面にて特定する災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫の製品
- （2） 災害救援ベンダー（自動販売機）1台につき、設置場所に備蓄するビスケット160食、アルファ米50食、水2ℓペットボトル120本

（要請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（別紙）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙い

ずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月15日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 加 戸 守 行

東京都港区芝三丁目8番2号

乙 イー・ドリンコ株式会社

代表取締役社長 尾 崎 恵 二

※業務体制の変更等により、平成23年2月にダイードリンコ株式会社
に承継、平成24年4月に株式会社光藤に承継、令和3年1月に
ダイドー光藤ビバレッジ株式会社に承継

別紙（第4条関係）

救援物資提供要請書

イー・ドリンコ株式会社

代表取締役社長

様

愛媛県知事

貴社の所有する下記の災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫製
品及びビスケット 160 食、アルファ米 50 食、水 20 ペットボトル 120
本について無償提供を要請します。

記

災害救援ベンダー設置場所

災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を改正する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社光藤（以下「乙」という。）は、平成22年3月15日に締結した災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を次のとおり改正し、平成27年1月28日から適用する。

第3条（2）中「ビスケット160食」を「乾パン24食、ビスケット24食、クラッカー24食」に改める。

別紙中「ビスケット160食」を「乾パン24食、ビスケット24食、クラッカー24食」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月28日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

知 事 中 村 時 広

愛媛県今治市立花三丁目1番16号

乙 株式会社光藤

代表取締役 光 藤 貴 志

災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を改正する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とダイドー光藤ビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）は、平成 22 年 3 月 15 日に締結した災害時における救援物資提供に関する協定書の一部を次のとおり改正し、令和 4 年 6 月 15 日から適用する。

1 第 3 条を次のとおり改める。

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、別途書面で定めた方法により、災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

2 第 5 条を次のとおり改める。

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって更に 1 年間継続するものとし、以降も同様とする。

3 別紙（第 4 条関係）を次のとおり改める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 6 月 15 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛 媛 県

知 事 中村 時広

愛媛県今治市立花三丁目 1 番 16 号

乙 ダイドー光藤ビバレッジ株式会社

代表取締役社長 岩田 章男

別紙（第4条関係）

救援物資提供要請書

ダイドー光藤ビバレッジ株式会社
代表取締役社長 様

愛媛県知事

貴社の所有する下記の災害救援ベンダー（自動販売機）の機内在庫製品について無償提供を要請します。

記

災害救援ベンダー設置場所

10-17 災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、入浴支援や生活用水等の提供等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して一定期間協力を要請するものとする。

- （1）被災者等に対する入浴支援
- （2）被災者等に対する生活用水の提供
- （3）生活支援物資の置場提供
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課長、乙にあつては愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するもの

とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年6月12日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市萱町2丁目2-10

愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 尾原 譲

別記様式 1

番 号
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等 による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
従事者氏名	公衆浴場名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

10-18 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

愛媛県警察本部及び四国管区警察局愛媛県情報通信部（以下「甲」という）と株式会社アクティオ（以下「乙」という）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材の提供に関して次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生する恐れのある場合及び甚大な被害が発生した都道府県への派遣が見込まれる場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する非常用電源、照明機器その他のレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において機材を要する時は、乙に対し機材の提供について協力を要請することが出来る。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材の優先的な提供及び運搬による協力を行うものとする。

2 乙は、前項の協力的に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（機材の引き渡し）

第4条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材の対価及び乙が行った運搬に係る費用について

負担するものとする。

2 機材の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申し出は、30日前までに相手方に文書で申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月24日

甲 愛媛県警察本部
本部長 川 邊 俊 一

四国管区警察局愛媛県情報通信部
情報通信部長 大 森 栄 治

乙 株式会社アクティオ 四国支店
支店長 浜 田 喜 代 己

株式会社アクティオ四国支店との「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に関する覚書

この覚書は、平成26年12月24日付で、愛媛県警察本部（以下「甲」という）と株式会社アクティオ四国支店（以下「乙」という）との間で締結した「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に関し、より実効的な協定とするため、次のとおり細部事項を定め、覚書を締結する。

- 1 夜間及び休日等において、大規模な災害の発生が予想される場合、甲は乙に対し、あらかじめ関係社員の待機、同社員への連絡方法及び連絡内容等について協議できるものとする。
- 2 甲は、緊急の救出救助活動が予想される場合、1に定める乙社員に連絡し、救出救助活動に必要なレンタル機材（以下「機材」という）の提供を要請できるものとし、乙は甲の要請に応じ必要な機材を準備するものとする。
- 3 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。
- 4 甲は、乙から機材の引き渡しを受けた場合、救出救助活動がなく、機材を使用しなかった場合でも、その対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。
- 5 機材の対価及び運搬に係る費用は、引き渡しを受ける直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 6 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

7 この覚書は、平成30年9月1日からその効力を有するものとし、両者いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続する。

8 この覚書は、3部を正文として作成し、両者がそれぞれ1部ずつ保有するものとする。

平成30年9月1日

甲 愛媛県警察本部
本部長

松下 整

四国管区警察局愛媛県情報通信部
情報通信部長

笥 博文

乙 株式会社アクティオ 四国支店
支店長

武川 大介

災害発生時における物資供給に関する協定

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、地震その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給（貸与を含む。以下同じ。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（物資の供給の協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができるものとする。

- (1) 愛媛県の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 愛媛県の区域外において災害が発生し、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣が見込まれる場合

（調達物資の範囲）

第3条 本協定により、甲が乙に対し供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の規定による要請は、物資調達要請文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を措置状況報告書（様式第2号）により甲に通知するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬できない

場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該物資を検査するものとし、当該検査に合格した物資について引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して30日前までに、甲及び乙のいずれからも特別の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年1月27日

甲 愛媛県警察本部長
警視長 伊藤 昇一

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

10-21 災害時における物資の調達に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県パン協同組合（以下「乙」という。）及びその上部団体である全日本パン協同組合連合会中四国ブロック（以下「丙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な物資の供給を要請できるものとする。ただし、乙が被災等で供給が不可能な場合には、乙を通じて、又は甲が直接丙に供給を要請できるものとする。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外への物資の供給のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は供給の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙又は丙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙又は丙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）パン
- （2）米飯
- （3）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資調達要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙又は丙は甲の意思を確認の上、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙又は丙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙又は丙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲、乙又は丙が協議の上定めるものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町長に代行させることができる。

（費用）

第6条 第2条の調達物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、引渡し場所への運搬終了後、乙又は丙の提出する出荷確認書等に基

づき、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙又は丙が協議して定める。

(代金の支払)

第7条 甲が引き取った物資の代金は、乙又は丙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(担当者等との報告)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相互に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相互に報告するものとする。

(市町長協定との調整)

第9条 乙又は丙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲、乙及び丙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年3月19日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村 時広

松山市本町6丁目6番7号ロータリー本町919

乙 愛媛県パン協同組合

理事長 篠崎 清栄

徳島県板野郡板野町吹田平山60番4号有限会社東條文明堂内

丙 全日本パン協同組合連合会中四国ブロック

ブロック長 木内 千春

全日本パン協同組合連合会中四国ブロック 所属組合

所在地 鳥取県鳥取市南安長 1 丁目 1 6 番 5 号
名 称 鳥取県パン協同組合
代表者 理事長 三島 美博

所在地 島根県松江市矢田町 2 5 0 番 2 0 号 株式会社マツヤ神戸屋内
名 称 島根県パン工業組合
代表者 理事長 長谷川 豊

所在地 岡山県岡山市北区西古松 2 丁目 9 番 7 号
名 称 岡山県パン協同組合
代表者 理事長 妹尾 光雄

所在地 広島県広島市南区比治山町 1 番 2 4 号
名 称 広島県パン工業協同組合
代表者 理事長 越智 行雄

所在地 広島県尾道市土堂 2 丁目 1 0 番 3 号 尾道商工会議所内
名 称 広島県東部パン協同組合
代表者 理事長 廣川 徹

所在地 山口県山陽小野田市鴨ノ庄 9 3 番 1 号
名 称 山口県パン工業協同組合
代表者 理事長 岩本 秀行

所在地 徳島県板野郡板野町吹田平山 6 0 番 4 号 有限会社東條文明堂内
名 称 徳島県製パン協同組合
代表者 理事長 木内 千春

所在地 香川県高松市八坂町 2 番 2 0 号
名 称 香川県パン協同組合
代表者 理事長 森 嗣喜

所在地 愛媛県松山市本町 6 丁目 6 番 7 号ロータリー本町 9 1 9
名 称 愛媛県パン協同組合
代表者 理事長 篠崎 清栄

所在地 高知県高知市大川筋 1 丁目 3 番 3 9 号土佐建材ビル 2F
名 称 高知県製パン協同組合
代表者 理事長 辻 永晃

別紙1 物資調達要請文書（第3条関係）

第 号
平成 年 月 日

(組合名)
(代表者) 様

愛媛県知事

災害時における物資の調達の要請について

災害時における物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する措置について、協定書第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

(組合名)

(代表者名)

災害時における物資の調達に関する協定書第4条により、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他災害（以下総称して「災害」という。）が発生した場合における被災住民等を支援するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙が直営方式又はフランチャイズ方式により展開するコンビニエンスストア「セブン-イレブン店」（以下総称して「セブン-イレブン店」という。）の営業継続又は早期再開に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、甲及び近隣県等において災害が発生又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達可能物資の照会）

第3条 甲は必要がある場合に、乙に対し、供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。ただし、乙が実際に甲に供給する物資の範囲、個数、日時等は、甲から乙に対して要請された時点で乙が対応可能なものに限るものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資要請書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙が甲より第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「措置状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(費用負担)

第7条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の対価は、引渡し場所への運搬終了後、乙の所定の納品書等に基づいた数量、災害発生直前の乙の店舗での販売価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前条の規定により乙が行った運搬等に係る費用は甲の負担とする。

(費用の支払い)

第8条 甲又は甲の指定する地方自治体は、乙から引渡しを受けた物資の対価及び乙が行なった運搬等の費用について、乙からの請求後、速やかに乙指定口座へ振込みにて支払うものとする。

(店舗の営業継続又は早期再開)

第9条 甲は、県民の生活安定を確保するため、乙に対して災害発生時におけるセブン-イレブン店の営業継続又は早期再開を要請することができる。

2 乙は、甲の前項の要請に対し、乙の経営する直営店舗の営業継続又は早期再開に努めるとともに、フランチャイズ加盟店の店舗の営業継続又は早期再開を支援し、もって被災地域内における物資の安定供給に最大限努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ方式による店舗展開を十分に理解していることから、乙がフランチャイズ加盟店に対し営業の継続又は早期再開を強制できるものではないことを了承する。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が、甲の要請に基づき、物資の運搬及び供給を行うために必要な車両及び店舗の営業継続又は早期再開を行うために必要な車両について、緊急通行車両等として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(その他)

第12条 乙は、セブン-イレブン店の関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定の履行に協力するよう求めるが、各々独立した事業者であることから、実施することが困難な事情がありうることを、甲は予め承諾する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月9日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
愛媛県
知事 中村時広

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井阪隆一

別紙1 物資要請書（第4条関係）

年 月 日

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
（代表者） 様

愛媛県知事

物資要請書

災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、同協定書第5条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

供給を要請する物資

要請期間	品目	数量	指定供給先	備考

別紙2 措置状況報告書（第5条関係）

年 月 日

愛媛県知事 殿

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
(代表者)

措置状況報告書

災害時における物資供給及び店舗の営業継続又は早期再開に関する協定書第5条の規定により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置状況

措置期間	品目	数量	搬送先	備考

10-23 災害時における物資の供給及び被災者等への支援に関する協定書 (防災危機管理課)

愛媛県（以下「甲」という。）と四国乳業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給及び被災者、帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、乙に対し、災害時に次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の保有又は調達可能な乳、乳製品、清涼飲料水、飲料水等（以下「物資」という。）の供給
 - (2) 被災者等に対する、乙の製品の販売店（以下「販売店」という。）が設置する自動販売機内の物資の無償提供（機内在庫が無くなった場合の無償補給を含む。）
 - (3) 被災者等に対する、乙の所有又は管理する事業所・駐車場等（以下「事業所等」という。）の一時避難場所・一時休憩所としての開放（水道水、トイレ等の提供を含む。）
 - (4) 乙の所有又は管理する事業所等における被災者等に対する災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供
- 2 甲及び乙は、前項に掲げる事項のほか、可能な範囲で相互に協力を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 前条の規定による要請は、物資供給等要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(要請に伴う措置)

- 第3条 乙は、第1条第1項第1号に掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に協力するものとする。
- 2 乙は、第1条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において被災者等への支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1条第1項第2号に掲げる事項は、本協定の趣旨に賛同する販売店の同意と協力が得られた場合に限り、実施するものとする。

(物資の運搬)

- 第4条 被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。
- 2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じて、物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

(実績報告)

第5条 乙は、甲からの協力の要請により、物資を供給したときは、措置状況報告書（別紙2）により、甲に対し実績報告を行うものとする。

(費用負担)

- 第6条 甲からの協力の要請により、乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。
- 2 乙が行った物資の運搬に係る費用については、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。
- 3 第1条第1項第2号から第4号までに掲げる事項に要した費用については、乙が負担するものとする。
- 4 第1条第2項の要請により、乙が協力を要した費用については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(情報の交換)

- 第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義等の決定)

- 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

(協定の有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月3日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時 広

乙 愛媛県東温市南方955-1
四国乳業株式会社
代表取締役社長 三好 晶 夫

別紙1 物資供給等要請書（第2条関係）

平成 年 月 日
第 号

四国乳業株式会社
代表取締役社長 様

愛媛県知事 

災害時における物資の供給等に係る協力要請について

「災害時における物資の供給及び被災者等への支援活動に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第5条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 協力を要請する事由

2 要請する物資

要請期間	要請物資	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、1日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課

担 当
TEL
FAX
Mail

別紙2 措置状況報告書（第5条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

四国乳業株式会社
代表取締役社長

印

「災害時における物資の供給及び被災者等への支援活動に関する協定」第5条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

問い合わせ先 部 課

担 当
TEL
FAX
Mail

10-24 災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な物資（紙製品）（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）トイレットペーパー
- （2）ティッシュペーパー
- （3）ウェットティッシュ
- （4）その他甲が指定する物資

2 前項に掲げる物資以外の物資についても、乙は、関係者（紙産業関連企業）を通じた調達に積極的に協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が甲から第1条の要請を受けたときは、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲又は甲の指定する者が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、災害が発生する直前における適

正な卸価格によるものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬する際には、必要に応じて、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月7日

松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村 時 広

四国中央市川之江町4084番1
乙 公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
会長 服部 正

別紙1 物資要請書（第3条関係）

第 号
年 月 日

公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
会長 様

愛媛県知事

災害時における物資（紙製品）の調達の要請について

災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要 請 期 間	要 請 する 物 資	要 請 数 量	引 渡 し 希 望 場 所
年 月 日～ 年 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
会長

災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定第4条により、当会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達する物資	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日～ 年 月 日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで当会が搬入する。
- ② 当会が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

10-25 災害時における物資の調達に関する協定（経営支援課）

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社マルヨシセンター（以下「乙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）愛媛県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県知事から支援を要請されたとき、又は支援の必要が認められるとき。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、乙が調達可能なものとする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、物資要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、可能な範囲において、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難なときは、物資の運搬方法及び引渡場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲からの要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲

又は甲の指定する者が負担するものとし、その費用の額は、引渡場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月7日

松山市一番町4丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村時広

香川県高松市南新町4番地の6
乙 株式会社マルヨシセンター
代表取締役 佐竹克彦

別表（第2条関係）

要請物資一覧表

食料品	米、小麦粉、パン、漬物、缶詰、レトルト食品、インスタント麺、果物、粉ミルク、味噌、しょう油、塩、上白糖、食用油、容器入り飲料水
日用品	肌着、靴下、軍手、運動靴、長靴、タオル、雨具、刃物、なべ、やかん、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、紙コップ、紙皿、はし、スプーン、ほ乳びん、ラップ、洗剤、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ、ごみ袋、ガムテープ、マッチ、ライター、ろうそく、乾電池、懐中電灯、蚊取り線香、使い捨てカイロ、救急絆創膏、ノートブック
燃料等	カセット式ガスコンロ、カートリッジガスボンベ

別紙1 物資要請書（第3条関係）

第 号
年 月 日

株式会社マルヨシセンター
（代表者） 様

愛媛県知事

災害時における物資の調達のとおりについて

災害時における物資の調達に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、同協定書第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	引渡希望場所	備考
月 日 ～ 月 日				

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話

E-mail

別紙2 措置状況報告書（第4条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

株式会社マルヨシセンター
(代表者名)

災害時における物資の調達に関する協定書第4条の規定により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	引渡場所	備考

10-26 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害等による災害時におけるレンタル機材等の提供に関して次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する建設用機械、照明機器その他のレンタル機材等（以下「機材等」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（調達機材等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する機材等は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な機材等とする。

- (1) 別表に掲げる機材等
- (2) その他甲が指定する機材等

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において機材等を要する時は、乙に対し機材等の提供について協力を要請することが出来る。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、愛媛県救援物資供給マニュアルに定める物資要請発注票（以下「発注票」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに発注票を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材等の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

- 2 乙は、前項の協力の的確に対応するため、保有機材等の供給可能な体制を保持するものとする。
- 3 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するため、平常時から防災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。
- 4 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（機材等の引き渡し）

第5条 機材等の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材等を確認のうえ引き渡しを受ける

ものとする。

- 2 乙は、物資等の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙1）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が提供した機材等の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。

- 2 機材等の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙2）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、30日前までに相手方に文書で申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 31 年 1 月 25 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
甲 愛媛県
知 事 中 村 時 広

東京都中央区日本橋 3 - 12 - 2
朝日ビルヂング 7 階
乙 株式会社アクティオ
代表取締役社長 小 沼 直 人

別表

災害時における緊急対応可能な物資（第2条第1号に規定する物資）

分類	主な品目
作業機器類	ダンプ・クレーン付トラック・トラック・高所作業車・バックホー・タイヤショベル・不正地運搬車・洗浄機・ポンプ・コンプレッサー等
仮設用品	仮設現場ハウス・仮設トイレ・仮設倉庫・仮設シャワーユニット・仮設倉庫・暖房/冷房用機器・等
電源・照明関係	各種照明器具・エンジン式投光機・仮設発電機（ガソリン・ディーゼル・100V/200V）等各種
作業関係（販売品）	作業シート・標識ロープ・ヘルメット・防塵マスク・長靴・軍手・ゴム手袋・皮手袋・雨具・土嚢袋・ガラ袋・スコップ・ホースリール等

別紙1（第5条関係）

報告書

年 月 日

愛媛県知事 殿

株式会社アクティオ
（代表者名）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定第5条により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

連 絡 責 任 者 届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【 株式会社アクティオ 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

10-27 災害時における物資供給に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と萩原工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- （1）ブルーシート・土嚢袋などの乙が製造及び販売する各種シート及び袋類
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、愛媛県救援物資供給マニュアルに定める物資要請発注票（以下「発注票」という。）をもって行うものとする。ただし、発注票をもって要請するいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに発注票を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給終了後、遅滞なく甲に報告書（別紙1）を提出する。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 費用は、原則、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準とし、災害により著しく原材料価格が高騰する等のやむを得ない事情があれば、これを踏まえ、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、連絡責任者名簿（別紙2）により協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協議に疑問が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとする。ただし、有効期限満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、同一条件で1年更新され、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 31 年 1 月 25 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
甲 愛媛県
知 事 中 村 時 広

岡山県倉敷市水島中通一丁目 4 番地
乙 萩原工業株式会社
代表取締役社長 浅 野 和 志

別紙1（第6条関係）

報告書

年 月 日

愛媛県知事 殿

萩原工業株式会社
(代表者名)

災害時における物資供給に関する協定第6条により、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

連絡責任者届

【 愛 媛 県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【 萩原工業株式会社 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 担当連絡先

項 目	第 1 連絡先	第 2 連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

10-28 災害時における警察の施設及び自動車の燃料等の調達等に関する協定

愛媛県警察（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）とは、災害時の対策に必要な警察の施設及び自動車等の燃料等（以下「燃料等」という。）の調達に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、愛媛県内及びその周辺で地震・洪水等の自然現象及びその他の原因による災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、燃料等の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する自動車等への燃料の優先供給
- (2) 甲が指定する警察施設（甲が特に必要と認めたものに限る。）への燃料の優先供給
- (3) 燃料等の供給の過程において乙が知り得た災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する災害情報等の提供

2 前項第1号から第3号までに掲げる業務（以下「燃料等調達業務」という。）については、甲は、愛媛県以外の災害について、国若しくは関係都道府県警察から応援を要請された場合又は応援の必要が認められる場合において燃料等を調達する必要があると認めるときも、乙に対し協力を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 燃料等調達業務に係る前条第1項及び第2項の要請は燃料等調達要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 燃料等調達業務に係る第1条第1項又は第2項の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に報告するものとする。

（燃料等の対価）

第4条 燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づき供給された燃料等の対価及びその運搬費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料等の供給後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

(代金の支払)

第5条 甲が供給を受けた燃料等の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、燃料等調達業務に係る第1条第1項及び第2項の要請に基づく燃料等の供給に際し、やむを得ない事由が発生したことにより供給を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(協力体制の構築等)

- 第7条 甲及び乙は、この協定を円滑かつ効果的に推進するため、平常時から防災・減災に関し、必要な対策について協議し、その実施等について協力するものとする。
- 2 乙は、この協定に基づいて燃料等を供給することができる県内の給油取扱所の一覧(別紙3)を作成し、この協定の成立の日及び記載内容に変更があった場合に、甲に報告するものとする。
- 3 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。
- 4 甲は、災害時等に乙が燃料等の供給能力を十分に発揮できるよう、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に留意するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、令和元年10月31日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月31日

松山市南堀端町2番地2
甲 愛媛県警察本部
本部長 篠原 英樹

松山市愛光町1番地24号
乙 愛媛県石油商業組合
理事長 三原 英人

別紙1 燃料調達要請文書（第2条関係）

第 号
年 月 日

愛媛県石油商業組合
理事長 殿

愛媛県警察本部長

災害時における自動車等燃料の調達の要請について

災害時における自動車等の燃料の調達に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。
なお、本要請に対する措置について、協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する燃料

要 請 期 間	要請する油脂	要 請 数 量	対象給油取扱所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、一日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課
担当
電話
E-mail

別紙2 措置状況報告書（第3条関係）

年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

愛媛県石油商業組合
理事長

災害時における自動車等の燃料に関する協定第3条により、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

該当給油取扱所に対する燃料の供給要請状況

供給可能年月日	対 象 油 脂	供給可能数量	給油取扱所

別紙3 給油取扱所一覧（第7条関係）

給油取扱所一覧

（ 年 月 日現在）

給油所の名称	所在地	電話番号（FAX）

注 既存の資料をもって、この様式に替えることができるものとする。

10-29 災害時における警察の施設及び自動車の燃料等の供給等に関する覚書

愛媛県警察（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時の対策に必要な警察の施設及び自動車の燃料等（以下「燃料等」という。）の優先的な供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、愛媛県内及び周辺で地震、洪水等の自然現象及びその他の原因による災害が発生、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が要請する燃料等の優先的な供給の実施に関して、給油場所及び給油方法等について必要な事項を定めるものとする。

（優先供給の実施）

第2条 災害時において、甲が乙に対して燃料の優先的な供給を要請した場合には、乙は、可能な限りその要請に応じるものとする。

（給油場所及び給油方法）

第3条 甲が、乙に対し、燃料等の優先的な供給を要請した場合には、原則として乙は、乙が選定する災害対応型中核給油所及び組合SSにおいて供給が行えるようにするほか、可能な限りにおいて、乙が推薦する小口燃料配送拠点において、重要施設等への燃料等の配送を行うこととする。

（情報の提供等）

第4条 乙は甲に対し、災害時に燃料等の優先的な供給の実施に関連して知り得た災害情報等の提供を行うものとする。

（連携の強化）

第5条 甲及び乙は、大規模災害時を想定した燃料等の調達及び配送訓練の実施や情報共有のための意見交換を双方の求めに応じ実施することとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、給油所等の指定を受けた乙の組合員に対し、可能な範囲内において燃料の優先的な供給を実施するよう指導す

るものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう必要の都度給油所等の所在地、電話番号、連絡責任者等の情報交換を相互に行うものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書は、本書締結日から効力を生じ、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(守秘義務)

第8条 乙及び乙に加盟する組合員は、災害時において配送等の活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動が終了した後といえども同様とする。

(付則)

第9条 本覚書に定めのない事項または、疑義が生じた場合は、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議し、速やかに解決するものとする。

以上、この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年10月31日

甲

松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部
本部長 篠原 英樹

乙

松山市愛光町1番地24号
愛媛県石油商業組合
理事長 三原 英人

災害時における建設機材の提供及びオペレーターの派遣に関する協定書

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時（地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）に人命救助のため迅速な救出救助活動が必要な場合における機材提供及び同機材を操作するオペレーターの派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内における災害時の人命救助において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材提供及びオペレーターの派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に機材を使用する救出救助活動が必要な場合は、乙に対し、機材提供及びオペレーターの派遣について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等による口頭又はその他の方法により要請することができ、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 甲は、乙に対し、あらかじめ緊急時の連絡窓口、連絡方法等について協議することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、優先的に機材の提供及び運搬並びにオペレーターの派遣による協力を行うものとする。

2 乙は、前項の協力的に対応するため、可能な限り保有機材等の供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により機材の提供及び運搬に支障が生じた場合又はオペレーターの派遣が困難な場合は、その対策について甲と協議するものとする。

4 乙は、救出救助活動を迅速かつ効果的に行うため、甲の要請に応じて甲の指定する場所に入り、甲と連携して必要な作業を行うものとする。

（機材の引渡し）

第4条 やむを得ずオペレーターが派遣できず、機材提供のみを行う場合は、引渡し場所等必要な事項について甲乙協議の上、決定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が提供した機材提供に係る対価及び燃料代、乙が行った運搬に係る費用並びにオペレーターの派遣に係る費用について負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第6条 第2条の規定により救出救助活動に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和63年愛媛県条例第26号）を適用する。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他救出救助活動の実施に起因しない負傷等、補償することが適当でない場合

2 第3条に規定する協力実施に伴い、乙が第三者に損害を及ぼした場合又は乙が提供した機材に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議するものとする。

(雑則)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申出は、30日前までに、相手方に文書により申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月21日

甲 松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部

本部長 松下 整

乙 松山市二番町四丁目4番地4
一般社団法人愛媛県建設業協会

会長 中畑 健右

10-31 (防災危機管理課)

災害時における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛トヨタ自動車株式会社、愛媛トヨペット株式会社、トヨタカローラ愛媛株式会社、ネットトヨタ愛媛株式会社、ネットトヨタ瀬戸内株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社四国統括支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、甲が必要と認める施設等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

(外部給電可能な車両の種類)

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車

(協力の要請と協力内容)

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙のうち幹事店（以下、「乙幹事店」という。）に対し、書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、保有する外部給電可能な車両、装備等の範囲内で、可能な限り貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

4 乙幹事店は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

(外部給電可能な車両の引渡し)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、車両燃料を満タンの状態にして貸与するよう努めるものとする。

2 乙は、避難所等、甲の指定する場所までの車両の搬送、使用方法の説明を行うものとする。ただし、災害等の状況により、車両の搬送が困難な場合は、甲、乙両方で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙が外部給電可能な車両を運搬し、及び提供する場合には、当該車両に対し、必要に応じて「緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両についての確認に係る標章」の交付手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

(貸与期間)

第6条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第8条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を返却する際は、車両の燃料を満タンにして返却するものとする。ただし、乙から甲へ貸与する際に燃料が満タンの状態でなかった車両については、甲乙両方で協議し、対応方法を調整するものとする。

2 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び返却場所については、甲、乙両方で協議のうえ、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中に係る経費(実費負担額)については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第11条 この協定に基づく業務期間中に生じた以下の損害の補償については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。ただし、自動車保険が適用される場合の取扱いは、第12条の規定によるものとする。また、責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

- (1) この協定に基づき業務に従事したものが、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合
- (2) 事故等により、第三者に物的あるいは人的損害を与えた場合

(車両保険の扱い)

第12条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用に際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(故障等)

第13条 乙の提供した車両その他周辺機器等が故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、甲は速やかに乙幹事店に連絡するとともに、乙は当該車両を交換する等して、業務を継続できるように努める。

(使用上の留意事項)

第14条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、電力供給を目的として、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、愛媛県内、甲が指定する場所で使用する。
- (3) 使用者は、甲の責任の元、使用する

(連絡責任者)

第15条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面(様式第3号)、により報告するものとする。また、毎年4月1日に相互に最新情報を報告し、途中で当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第16条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

(訓練等)

第17条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第18条 甲、乙は、県民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第 19 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 20 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 7 通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4年 2月 9日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知 事 中村 時広

愛媛県松山市宮田町109-1

乙 愛媛トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長 大城戸 圭一

愛媛県松山市空港通5-7-9

愛媛トヨペット株式会社

代表取締役社長 横田 知明

愛媛県松山市中央1-16-5

トヨタカローラ愛媛株式会社

代表取締役社長 松田 卓恵

愛媛県松山市空港通2-6-33

ネッツトヨタ愛媛株式会社

代表取締役社長 玉置 竜

愛媛県松山市中央1-19-32

ネッツトヨタ瀬戸内株式会社

代表取締役社長 平松 龍一

愛媛県松山市高岡町458-1

トヨタモビリティパーツ株式会社

四国統括支社長 中村 利浩

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

愛媛県

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・ 庁舎住所)	外部給電予定 場所 (施設名・ 住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担当者 (連絡先・役職 ・氏名)
1			自: 月 日 至: 月 日		
2			自: 月 日 至: 月 日		
3			自: 月 日 至: 月 日		
4			自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
役職・氏名	
連絡先	

外部給電可能な車両の提供協力受書

愛媛県 様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第7条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
役職・氏名		
連絡先		

